

『漂人領來謄録』に収録された「石見」^{いわみ}関連記事4件

朴 率 喜 (井上厚史 監修)

[解題]

本資料は、朝鮮王朝時代に礼曹の典客司（外国の使臣等の迎接や地方からの貢物に関する仕事を担当する部署）が編纂した『漂人領來謄録』に収録された石見（石州、石見州）関連記事15件の中から、特徴的な4件を取り上げ、現代日本語に翻刻したものである。

『漂人領來謄録』は、一六四一年（仁祖十九年）九月から一七五一年（英祖二十七年）九月までの一一〇年間に起きた朝鮮人漂流事件を年代（日付）順に整理した資料であり、漂流事件に関する他の資料に比べて、漂流民の漂流原因から送還過程及び差倭への接待まで、漂流に関するあらゆる情報が煩を厭わず詳細に記録された資料であり、また漂流民から直接聞き取った生の声が収録された一次資料としても注目されるものである¹。

内容は、まず慶尚監司あるいは東萊府使等の報告書（「状啓」）が紹介され、その後に礼曹による助言（「礼曹式目粘連」）、そして最後に王がその内容を許可する（「啓下」）、という形式となっている。東萊府使等の報告には、漂流民に対して取り調べた内容、すなわち漂流民の居住地や姓名、漂流に至った経緯、日本までの漂着経緯及び送還過程等が詳しく記録されており、朝鮮後期における韓日間の外交関係だけでなく、当時の韓国人漁師や日本人漁師の生活の様子も垣間見ることができる貴重な資料である。

しかし、『漂人領來謄録』に掲載されている主要な資料は、「訓導」（ソウルの四学や地方の郷校で教育を担当した教官）や「別差」（東萊や草梁で開市する時に派遣された日本語通訳）等の下級役人による報告書であり、その表記は普通の漢文とは異なる「吏読（りと、りどく）」（中国語ではなく、韓国語文法に従って漢字表記された一種の変体漢文）という特殊な表記法によって書かれている。そのため解読は容易ではなく、特に日本においては難解な資料としてこれまであまり分析の対象とされて来なかったテキストであることから、本史料翻刻が朝鮮時代の吏読資料解読にも役立つと考え、ここに翻刻および日本語翻訳を提供することにした次第である。

なお、吏読の解釈にあたっては、장세경 『이두자료 읽기 사전』 (한양대학교 출판부, 二〇〇一)、および中樞院編 『吏読集成』 (国書刊行会, 一九三七 (一九七五年復刻版))、朝鮮総督府 『朝鮮語辞典』 (国書刊行会, 一九二〇) 等を使用した。解読文では、人名を

1 朴眞美 「『漂人領來謄録』の総合的考察」、慶北大学校 『慶北史学』、1995年。

除き、基本的に常用漢字を使用した²が、文末に掲載した原文では、基本的に旧漢字を使用し、朝鮮独自の漢字等も含めて、できるだけ原文を忠実に再現するように努めた。

『漂人領來謄録』に収録された石見関連記事は、以下の表のように、一六四四年の記事を初出とし、一七四三年の最後の記事まで、全部で15件を数える²。

	漂着日	漂着人	出身地	漂着地	記録年
[1]	1643. 10. 19	6人	長髻	石見州	仁祖22年
2	1659. 10. 上旬	8人	東萊府水榮	石州	顯宗1年
[3]	1676. 10. 6	7人(5人だけ漂着)	釜山	石見浅利浦	肅宗3年
4	1687. 10. 晦日	5人 (一人病死)	熊川豊徳浦	石見美濃郡高津小浜浦	肅宗14年
5	1695. 1. 20	9人	長髻	石見州美濃郡遠田浦	肅宗21年
6	1703. 10. 16	6人	熊川	石見久城浦	肅宗30年
7	1708. 10. 25	7人	昌原	石見州西村	肅宗35年
8	1716. 12. 2	7人(5人だけ漂着)	金海	石見大谷浦	肅宗43年
9	1717. 11. 14	8人	長髻	石見和合浦	肅宗44年
[10]	1724. 10. 12	蔚山2人 江原道 平海2人	蔚山 江原道平海	石見松原村	英祖1年
11	1726. 1. 21	23人	巨濟・梁山	石見飯浦	英祖2年
12	1728. 9. 7	9人	長髻	石見塩田浦	英祖5年
13	1732. 2. 1	4人	長髻	石見加戸浦	英祖8年
14	1739. 10. 28	13人(3人行方不明)	盈徳	石見高津浦	英祖16年
[15]	1742. 12. 1	5人	慶州	石見浜田浦	英祖19年

本稿では、この15件の中で、漂流民が石見地方でどのような対応を受けたのかが分かるような記録を含む4件（[1]、[3]、[10]、[15]）を取り上げ、現代日本語で内容を理解できるように努めた。それぞれの特徴と概要は、以下の通りである。

第一の資料は、『漂人領來謄録』に収録された石見に関する最初（[1]）の記事であり、甲申（一六四四）三月十三日の日付を持っている。釜山の没雲台に漂泊した倭船が、実は

2 奎章閣資料叢書錦湖시리즈対外関係篇『漂人領來謄録』一～七、서울大学校奎章閣を参照し、作成した。

正官の平成矩が乗船した甲申年の歳遣第一船であり、前年の十月十六日に魚を釣ろうと海に出て石見州に漂着した長髻（慶尚北道浦項地域の昔の呼び名）居住の漁師六名を乗せて来たことが記録されており、王の啓下として、「この漂流民たちを解放して誠信をもって送り出したことは、我の道（道理）において当然優待して感謝すべきである」と記述されていることが注目される。後の記事に比べて、漂着するまでの過程や漂流民に関する簡略な情報しか掲載されていないが、石見に漂着した漂流民が対馬から歳遣船で送還されたことに対して、特別な待遇や謝意を表すようにという最初の指示が記録された史料である。

第二の資料は、丁巳（一六七七）三月二十七日の日付を持つ記事であり、表の〔3〕に該当する。石見州に前年の十月ごろ漂着した漂流民五名が、石見州から長崎島に転送されるまでの経緯が詳しく記録されており、石見の二隻の船によって救助された朝鮮人漂流民が、「七日間洋上で一飯も食わず、息も絶え絶えで命はあとわずかだと言うと、先の倭人が船に載せて人家に到着し、まず湯水を与えてくれ、次に薄い粥を飲み、それぞれに衣服を一枚と足袋を一对くれました。極めて良いその接待」であるという印象を与えるものであったことが記録されている。また、石見に漂流した金海や熊川の漁師や船人は、「漁採船は外洋に出ることはできないという従前からの禁令」があったにもかかわらず、「ある時は人を運んで年米及び材木を代金として受け取って機張にまで行ったり、ある時は人を乗せて内海を渡って巨済島まで行ったりする」ということを繰り返していたこと、そして彼らを送還して来た「差倭」（対馬から派遣された外交使節）も「求貿」（日本が要求してきた物品を有償で支給する制度）という利権を求めてやって来ていたこと、それに対して朝鮮側も彼らの利権を「防禦するという意図は以前からすでに啓下によって命じられて」いたことが記録されており、漂流民の大量発生の原因、そしてその送還にともなう利権争いなどが表面化していたことを読み取ることが可能である。さらに、漂流民の一件は江戸に報告した後、長崎を経由して送還するために時間がかかるという送還体制のあり方や、礼曹のコメントもそれ以前のものとは異なり、漂流民が発生した責任を地方官の取り締まりの不徹底さに求めており、地方官に対する罰責が開始されたのもこの記録からである。

第三の資料は、乙巳（一七二五）四月初二日の日付を持つ記事であり、表の〔10〕に該当する。この記事では、漂流民が陳述する内容がさらに詳しく収録されており、石州松原村で受けた待遇について、「そこの倭人たちは漂流の事情が分かり始めると、見ればただちに救護してくれ、時々食べ物を与えられ、一人ひとりに襦衣（上着）と帯を一つずつ支給してくれました。十四日間留まった後、同月二十六日に松原村から出発し、私ども四名は馬に乗って陸路で行き、船隻は倭人たちが乗って次々に前進し、十一月初めの九日に長崎に引き渡され」というように細かく記録されている。その他にも、「号牌」（身分証明書）の有無について聞くと、「海に出る前、家に置いたまま出かけた」という陳述が繰り返し収録されており、これは漂着地で自分の出身地を隠すために号牌を捨てるという習慣が当時横行していたことの一つの裏付けになる資料と思われる。また、「書契」（通交を許

可した信任状）に書いてある日本側の説明と漂流民の陳述内容が合わない点を再確認しようとする記述も目立ち、偽使の取り扱いに神経をとがらせていたことをうかがわせる内容である。

第四の資料は、癸亥（一七四三）閏四月十五日の日付を持つ記事であり、また石見に関連する最後の記事（[15]）でもある。記事の記載形式が、烽軍（烽^{のろし}をあげることを受け持つ軍人）の報告→訓導・別差→釜山僉使→東萊府使→礼曹のコメントという順番にきちんと整備されており、最も完成度が高い資料でもある。

慶州の漁師がヒラメを採ろうと外洋に出て漂流し、洋上で七昼夜を過ごした後、石見州の浜田浦に漂着した一行は、「そこの倭人たちは私たちの漂流のさまを見るとすぐ救護してくれ、毎日食事を与えてくださり、毎日酒も出してく下さり、木綿の襦衣を一枚、貼衣（外衣）を一枚、帯を一本ずつみんなに与えてくださり、同年十三日にそこから私どもは馬に乗って陸路で行き、私どもの船隻は倭人たちが次々に乗り継いで申し渡され、二十六日に長崎島に着いたことが詳しく記録されている。一方で、同年に入港した「歳遣船」（対馬から毎年一定数到来する一種の貿易船）の特使使が再び来たことは前例がなく、文書の形式も合わない点をあげて倭館に戻した一件からは、朝鮮側の入港基準が激しくなったことや、日本側の船団の構成が、以前は漂流民の送還に関連する人員によって構成されていたものが、後には公式貿易船である歳遣団とともに対馬島主の還島（江戸から対馬に帰ってくることを知らせる使者等も同行していたことなどがうかがえ、「漂流民がみだりに外洋に出て他国に漂流した罪は、定まった法式があるので、本府がまず嚴重に閉じ込めてその刑を推定」するなど、漂流民の送還に関する不正防止に朝鮮側が苦勞していたことをうかがわせる史料である。

以下、4件の記事の日本語解説文を示し、原文は末尾に一括して掲載した。解説にあたっては、読解の手助けになるように、（ ）内に専門用語等の解説を付したが、長文の解説が必要な場合には脚注で解説した。また〔 〕内に文意から省略されたと思われる語句を補い、適宜句読点や改行を施した。また、原文中の下線部を引いた語句は、それが「吏読」の特殊用語であることを示すものである。

[解説文]

[1] 甲申（一六四四）三月十三日

一 東萊府使の鄭維城の報告書が申し上げます。

今月初めの四日に出来^{しゅつたい}した倭船四隻が、北風がひどく吹いたためにあちこちに漂泊してまだ帰還に及んでいない理由、及び追って事情を尋ねたことを急いでご報告申し上げたということはすでに急いで申し上げましたが、初めの五日に到着した釜山僉使の金邊の急ぎの報告によれば、昨日出来^{しゅつたい}した倭船四隻は、東北の風がひどく吹いたために、二隻は西平（現在の釜山市旧平洞あるいは旧西平）の沖に漂泊し、一隻は没雲台（現在の釜山市

多大洞)に漂泊し、一隻が漂流して〔慶尚〕右道³に向かった理由及び事情を尋ねるために、訓導(ソウルの四学や地方の郷校で教育を担当した教官)の韓祥を急いで派遣した理由を、併せてすでに急いで報告しましたというので、ただちに訓導の韓祥に事情を尋ねたところの回答によれば、旧西平の沖に漂泊した倭の二隻のうち、第一隻は、甲申年の歳遣第一船で、正官の平成矩たいらのしげのり、都船主(朝鮮に派遣された日本使節団の公務担当者)の藤成方とうのしげかた、封進押物(朝鮮国王に捧げる進上品を担当する役人)一名、伴従(随行員)三名、格倭(日本人の船頭)四十名であり、第二隻は、同年の歳遣第二船で、正官の藤原成幸、伴従一名、格倭四十名等が書契(通交を許可した信任状)を持って出来し、その書契には、倭館に到着した後に茶礼(茶会)をいつものように催すとあり、昨日は東北風がひどく吹いて苦勞してここに漂泊したとのこと。江戸島(江戸を島だと勘違いしたための表記)の中の事情を聞くと、特に変わったことはないと言うので、最近側聞した日本の女皇⁴が讓位し、年号を改めて慶喜⁵になったというのは本当かと尋ねると、正官が答えて、確かに去年の冬、女皇が彼女の甥(異母弟の紹仁親王、後の後光明天皇)に讓位し、あるいは〔年号を〕慶喜に改めたというので、今回詳しく調べさせたところ、改元が一度あり、道中で誤って伝わり、今はとりあえず寛永であるとのこと。没雲台に漂泊した倭船一隻は、上述の甲申年の歳遣第一船の正官である平成矩の水木船(飲料水や船舶資材を運搬する船)で、格倭十五名であり、昨年十月十六日に魚を釣ろうと海に出たが、風に遭って日本の石見州に漂着したので、次々に出発した長髻(慶尚北道浦項地域の昔の呼び名)居住の漁師、趙莫龍、池分山、金山伊、尹難、福男、玉只等六名を同水木船に乗せて来たとのこと。第四隻は、甲申年の歳遣第三船であり、漂流して〔慶尚〕右道に向かったと言うのですが、横風が一陣ひどく吹いて波濤が天に届くばかりだったため、前進することができず、まず三隻だけに事情を尋ねて報告するという回答によってご報告いたしますが、先の倭船三隻には風が静まるのを待って倭館に戻って停泊するように命じ、〔慶尚〕右道に漂流した一隻については、停泊する所を詳しく探し出すように西平権管の姜連吉に重ねて言い聞かせたところ、急いで報告しましたとのことです。

先の歳遣船が持参した書契は、茶礼でいつものように上進されるはずです。〔慶尚〕右道に漂流した倭船一隻は、停泊する所を搜索して戻って停泊するように釜山僉使に重ねて照会するよう言い聞かせており、長髻の漂流民六名は彼らが戻って停泊するのを待って、釜山僉使が〔彼らの〕陳述の急ぎの報告をした後に、急いで申し上げるはずとのこと。

-
- 3 朝鮮時代の行政区域の一つ。ソウルから見て右側という意味で、特にここでは慶尚道の洛東江の西側を指す。
- 4 明正天皇(一六二四―一六九六)。日本の第109代天皇で、在位は一六二九～一六四三。異母兄弟である後光明天皇に讓位した後、当時の日本の年号である「寛永」という法名で尼になって出家した。
- 5 正しくは寛永(一六二四―一六四五)。

慶尚監司の林潭の報告書によれば、ただちに東萊府使の鄭維城と釜山僉使の金邊等が急いで報告してきたことですが、今月初めの四日に出来した倭船四隻は、水平線の向こうで東北風がひどく吹いてあちこちに漂流したものの、停泊した所に送られた訳官（通訳官）が事情を尋ねたことを〔東萊〕府使がすでに急いで報告されましたが、先の船三隻は、倭館にいつものように戻って停泊するように命じられ、〔慶尚〕右道に向かった一隻も追いかけて尋問することができ、速やかに倭館に戻って停泊するように特に言い聞かせましたが、長髯居住の漁師の趙莫龍等六名は、日本の奥地に到着しましたが、次々に出発して問題なく帰ってきたのは実に幸いなことであります。引率して来た倭人に、前例にしたがって特別に接待して謝意を表して送り返すよう、該曹（担当の役人）に命じましたとのこと。

礼曹の啓目（王に見せる書類の目録）の粘連（付け加えられた関係書類）によれば、啓下（王の裁可をもらうこと）であります。今この漂流民たちを解放して誠信をもって送り出したことは、我の道（道理）において当然優待して感謝すべきであり、〔漂流民を〕引き連れて来た倭人である平成矩に贈る礼単（お礼の品物を記した目録）は、壬午（一六四二）年の固城（慶尚南道南部沿岸地域の中央部最南端に位置する郡）の漂流民を引き連れて来た倭人の例によって準備して下賜し、格倭十五名にも贈り物をして、嘉賞（ほめたたえること）の気持ちと個別に接待する気持ちを示し、本道（正しい道）において特別に挙行なされるので、謝意を表す書契を原文字（漢文か？）で上納した後に、承文院に撰述させて送らせてはいかがでしょうか。

順治元（一六四四）年三月十三日 右副承旨の^{わたくし}臣 姜大遂が担当致しました。なにとぞお許しく下さいませ。

〔3〕丁巳（一六七七）三月二十七日

一 東萊府使の李馥の報告書が申し上げます。

釜山僉使の急ぎの報告によれば、倭船が出来したので訓導等に事情を尋ねさせたところの回答によれば、第一隻は、漂風人を連れて来た差倭（対馬から派遣された外交使節）の正官である藤成繩と、封進押物一人、伴従三名、格倭四十名が例によって書契を持って来られ、書僧倭（倭館で勤務しながら、朝鮮、日本、琉球との書契を担当した日本人僧で、倭館の東向寺に居住し、三年ごとに交代した）一人、従倭三名が交代しようと出来し、第二隻は、わが国の漂流民等を載せて来た船であり、通事倭（通訳を担当した日本人）一名、沙工倭（船頭の日本人）一名、格倭四十名等が路引（役所で商人や外国人に与えた旅行券）を持って出来したので、島中（江戸）の事情を尋ねると、正官の日本人が言うには、他でもございませぬ、貴国の漂風人等七名のうち五名が、わが国陸道（本州）の石見州に昨年十月ごろ漂着し、石見州から長崎島に転送することを、いつものように顔を突き合わせて調べた後、今年正月ごろに島中（江戸）に〔報告書を〕送り届けましたところ、

いわゆる長崎は諸国の商船が来往する地でありまして、すべて異国の漂人とやって来た使節との区別は、某国人であれば各々その交隣を担当する部署が連れ添って江戸に報告し、それから出送させるのでありまして、貴国人の漂着は本島（対馬島）でなければ、必ず長崎を経由して来るのでございまして、二名は今年正月ごろ本島の狩尾浦に漂着したので、併せて江戸に報告した後に、今はじめて連れて来て、彼らが乗って来た船は全て破砕したため、特別に定めた船格（船頭の仕事を手伝う水夫）が載せて来まして、また貴国の長髻の人四名が本国の出雲州に漂着するということがあり、彼らもまた長崎から転送されたのですが、この人たちは当初漂流していた時は糧米もなく、漂流の日々が久しく、その中の未冠者（未成年者）二人は先に餓死し、その他二人はやっと生き延びて全身に浮腫ができましたが、多くは救出して治療し、まだまだ元気だった一人もついに死を免れることができず、ただ一名だけがかろうじてたどり着きましたが、江戸からの回答がまだ届かず、彼もまた病気にかかっており、連れて来ることができませんでしたと言って、先の漂人等七名を引き渡しましたが、書契は茶礼の日に例のように差し出す云々と申しますので、先の礼曹参議への書契と別幅（進上品の目録、後には進上品そのもの）をそれぞれ一回、及び東萊と釜山への書契を一回、別幅を二回、膳本と路引を一回、併せて持参して納めるという回答をしてきたので、先の漂流民たちについて取り調べようとして、丁巳三月二十日に沙工で金海出身の李鐵伊四十二才、格軍（船頭の仕事を手伝う水夫）の梁好白三十七才、徳民四十一才、梁山出身の私奴（個人に仕える奴婢）の丑生三十六才、江華出身の私奴の尙男四十二才等が申し上げますに、汝らはそうした事情によって海に乗り出したが、この漂流に至って以来の見聞した事情を、併せて偽りなくありのままに告げて、それから取り調べると仰せられますので、私どもは傭船を生業としておりますが、昨年九月二十五日釜山居住の金納と名乗られるお方から正木（品質が非常にいい綿織物）五疋を受領した後、その方の麩米（麦）と家材木を運搬人である金山が、さらに塩をも運んで機張（釜山の北東部）県に向かって進んでおりましたところ、昨年十月初めの二日に突然狂風に遇って帆がバラバラに碎け折れ、風の吹くままに漂流し、初めの八日にやっと日本に到着し、風に追い立てられて船は何度も岩の角にぶつかって粉々に碎けてしまったところ、倭船二隻が不意に近寄って来て救済して引き連れてくれ、七日間洋上で一飯も食わず、息も絶え絶えで命はあとわずかだと言うと、先の倭人が船に載せて人家に到着し、まず湯水を与えてくれ、次に薄い粥を飲み、それぞれに衣服を一枚と足袋を一對くれました。極めて良いその接待によって数日の後に、やっと生路（生き延びる方途）をお尋ね申し上げると、いわゆる石見州はちょうど我が国の江原道に相当する地でございまして、早く帰りたいという意向を伝えると、江戸に通報してその回答を待ってから出発できると言います。そしてそこから江戸までは二十五日ほどかかると申しますので、昨年十二月初の三日に、江戸からの命令だと言って再び衣服と足袋が与えられ、数十人の倭人が付き従って隣の邑（村）へと次々に伝送され、陸路で行くこと十五日で赤間関（下関）に到着し、一つの海峡を渡

り、そして陸路で行くこと三日、また一つの海（大村湾）を超えて、やっと長崎に到着した所、いわゆる馬島（対馬島）人の暁鮮という我が国の言葉を話す者が来て根脚（罪人の生年月日や居住地などの身元を記録したもの）を尋ねて参りましたので、滞留して五日後に、通事倭に命じて対馬島まで連れて来てくれました。長崎に留まっている時、唐船という七隻の大船が泊っており、船倉があってその大きさは我が国の戦船の二倍以上ございまして、隣にある館が接している所にいる唐人の数は四、五百に近く、みな弁髪はしておらず、籠笠と身穿挟袖（トンダリ）の短い衣服を着、あるいは闊袖行衣を着ておりましたが、言葉が互に通じず、まだ事情を聞き出すには至らず、対馬島に到着した後、毎日酒食魚菜を支給され、さらに出発の時には各自に丹木二十斤、小煙竹五十箇、赤銅湯器二坐ずつが支給され、一回の晩餐会も非常に豊かで完備されていましてと申し上げたこととでございます。

さらに、対馬島に漂着した沙工の金日成四十五才と格軍の尹莫龍六十才が申しますには、汝らは某月某日にどういう理由で海に乗り出したのか、また漂風に至ったのか、漂流の原因および辿り着いた事情を、併せて偽りなくありのままに告げて、それから取り調べると仰せられますので、私どもは熊川の豊徳浦に住む人間でございますが、巨済に住む玉禪将と称するお方がもとの家に帰りたくと申しますので、私どもはその人を船に載せて玉浦に送り届け、そして正月初めの一日に帰って参りましたが、急にひどい風に遭って漂流に至ってしまいました。四日目の夜半にやっと対馬島に着きましたが、船は岩峽にあたつてすでに破碎しており、かつ人家もなく、必死でございましたが、夜が明けてくるのを待って小路をたずねて行くこと五里ほどで、佐須奈（対馬の漁村）でした。人家に飛び込んで行くと、村中の倭人がこぞって一か所に集まり、ある者は救護され、ある者は通報されたと言いますが、七、八日後に府中から派遣された一人の通事が府中に連れて行ってくれ、各自に衣服二枚が支給され、その他にも接待や禮物をかつての金海漂流民の例のようにしていただきました。その他の事情は、私どもが頑迷な漁師であるため知ることができませんでしたと申し上げますと、さらに互いに考えて施していただいたことを陳述せよとおっしゃいますので、先の漂流民等の居住地、姓名、開録（上級官庁へ送る文書の末尾に記した署名や意見）を冊子にまとめ、さらに招集されていた先ほどの漂流民たちをそこから送り出し、差倭が持って来た書契や別幅等の伝書及び路引を一度に奉納したことを急いでお知らせ申し上げましたと言いました。

先の漂流民である李鐵や伊等の七名に、漂流した経緯及びその間の事情をさらに尋ねると、釜山鎮で供述したことと同様でございまして、その間の事情は、彼の者どもが共に頑迷なため、もとより見聞したことはないと申し上げておりますので、ただちに送還することをそれぞれの原籍官がなされ、姓名の冊子は、備辺司以上がなさいましたとのこと。漂流民を連れて来た差倭は、接慰官（日本人使者を迎接した官衙）がいつものように近くの邑の守令（州、府、郡などを治める地方官）に任せるということを道臣（観察使）に通達

なさいましたので、礼単や雑物（日本人使者や漂流民が朝鮮に着いた時、滞在費として支給された米、豆、穀物、果物、魚など）を、該当の官衙に命令して前例に照らして用意して与えるようになさいましたとのこと。先の差倭が持って来た書契や臚本及び我が国の漂流民たちが乗って来た倭船の路引を一度に上進なさるので、該曹に処理させよとのこと。

礼曹の粘連によれば、漂流民を連れて来た差倭の接待は、自ずから規則や前例があり、それぞれ宴会や贈与する物は前例に従って用意し、該曹にそれぞれ命じて、該当する道（慶尚道）に駆けつけて速やかに手配させて送り届けるようになさいましたが、漁採船は外洋に出ることはできないという従前からの禁令ではありますが、今回のこの金海の船人である李鐵、伊等の五人及び熊川の船人である金日成等の二人は、ある時は人を運んで年米及び材木を代金として受け取って機張まで行ったり、ある時は人を乗せて内海を渡って巨済島まで行ったりするうちに、突然ひどい風に遭って石見州や対馬島等に漂着すると、この共に漁労に貪欲で禁を犯して出漁する者を異なった地方官には議論できないような事があり、今しばらくはこれを留め置くことになさいましたとのこと。

彼ら（差倭）は求質（日本が要求してきた物品を有償で支給する制度）が全てであり、〔我々の利権を〕防禦するという意図は以前からすでに啓下によって命じられており、当然この意図を回移（官衙に案件を照会すること）なさるべきであり、監司に併せて命じて対処させてはいかがでしょうか。

康熙十六（一六七七）年三月二十八日 右副承旨の^{わたくし}臣が担当致しました。なにとぞお許しくださいませ。

[10] 乙巳（一七二五）四月初二日

一 東萊府使の趙錫命が三月二十四日に作成した報告書が申し上げます。

本月二十一日に到着した釜山僉使の李禔の急ぎの報告によれば、朝鮮か日本か未詳の船四隻が先後に分かれて水平線上に出来たと石城の烽軍が報告し、それを調べようと、開雲浦万戸（外国からの侵略に対する防御目的で設置された万戸部の官職）の朴文道をいつものように送ったとおっしゃいました。

二十二日子の刻に届いた先の僉使の報告によれば、出来した倭の大船一隻は飛船（飛ぶように速く行く船）で、我が国の漂流民の船一隻を引き連れて倭館にいるという哨探將の朴文道の急ぎの報告により、ただちに事情を尋ねると、漂流民たちをば取り調べようと、船隻を併せてまたただちに出送するように訓別たちに命令したとおっしゃいました。

二十三日の子の刻に届いた先の僉使の急ぎの報告によれば、昨日の酉の刻に届いた訓導の金時璞と別差の玄尚老等の手本（上官に提出する自筆の手紙）によれば、昨日出来した倭船大小合わせて三隻及び我が国の船一隻等が、夜遅く倭館に泊ったので、事情を尋ねることができなかったが、今朝すぐさま行ってみると、差倭の正官が老病の人で重症の水疾（船酔い）によってすぐには陸地に降りられなかったゆえに、四、五時間が過ぎて陸地に

降りた後に事情を尋ねてみると、島中（日本）には特に変わったことはなく、そして第一隻は我が国漂流民を連れてきた差倭の船に、正官の大江信繁と封進押物一名、伴従三名、格倭四十名、中禁徒倭⁶三人が交代のために、小禁徒倭三名等が同船し、礼曹、東萊、釜山への書契と別幅を持って来て、第二隻は蔚山の漂流民二名と平海の漂流民二名が乗った我が国の船に、中禁徒倭二名、道案内の沙工倭二名、通事倭一人、格倭二名等が同船して路引を持って来て、飛船二隻はそれぞれ頭倭二名、格倭六名、小禁徒倭二名等が同船し、それぞれ路引と館守倭への私書を持って出来し、差倭が持参した書契と別幅は、茶礼の日の通例によって差し上げるつもりだとおっしゃったので、先の書契の謄本及び漂流民の船と飛船が所持していた路引を三度奉上して上進しましたが、すべての漂流民の船の格倭が同船して出来たことは前例との相違があるゆえ、差倭に詰問したところ、先の倭人が答えるには、船は大きく人は少ないので海を越えることを憂慮し、二名の格倭をやむを得ず添乗させて出来たと言うので、漂流民たちを取招（取り調べ）しようと船隻を併せて出送した次第です。手本に書いてあった路引を三度、及び書契の謄本も送りましたが、先述の漂流民たちの取招をしようと、乙巳三月二十二日に沙工私奴の金玉先、格軍の張自奉、金今石、權岳男たちが申し上げるには、各自号牌（十六才以上の男子が身に付けていた身分を証明する牌）を差し出すと、お前たちはどういう用件で何年何月何日にどこに行ったのか、本当に漂流したのか、当初の漂流の原因及びそこ（日本）に到着した事情を、併せて何でも包み隠さずありのまま正直に答えよと尋問なさいましたので、沙工の金玉先と格軍の張自奉が、私ども二名は、蔚山府塩浦の海夫で漁労を生業としており、船が破損して役に立たなくなったため、新船を買おうと、去年の九月二十七日に本土（蔚山）から来てたまたま帰る船便があったので同船して出発し、江原道平海に行つて船隻を買ひ、その帰る際に及んで二名の沙工と格倭が同船して操縦が困難になり、海同郡に居住する金今石と權岳男の二名が賃金を払つて一つの船に同船し、十月初九日卯の刻に平海郡から出発して帰還しようとしたのですが、同日酉の刻に寧海境に至り、丑山鎮沖で突然狂風に逢ひ、楫が折れて船が制御できず、風に任せて海洋を漂流中に三昼夜が経過し、同月十二日午の刻にやっと一つの島に着いてみると、日本国石州松原村という所でありました。その倭人たちは漂流の事情が分かり始めると、見ればただちに救護してくれ、時々食事を与えられ、一人ひとりに襦衣（上着）と帯を一つずつ支給してくれました。十四日間留まった後、同月二十六日に松原村から出発し、私ども四名は馬に乗つて陸路で行き、船隻は倭人たちが乗つて次々に前進し、十一月初めの九日に長崎に引き渡され、同様に食べ物を与えられ、五日ごとに酒も振る舞つてくださり、破損した船や用具は壊れ具合によって修繕し、小食鼎を二つ、水桶を八つ、小食盤を四つ、沙鉢を八つ、沙貼匙を四つ、襦衣を四つ支給して

6 禁徒倭とは、倭館に居住する日本人の取り締まりと倭館の治安を担当した役人のことで、都頭禁徒倭一名、都禁徒倭二名、別禁徒倭四名、中禁徒倭一名、小禁徒倭十名が一年ごとに交代した。

下さいました。七十九日間留まった後、今年の正月二十九日に長崎より乗船し、私どもは元の船で出発し、倭人たちが連れ添ってくれ、二月十六日に対馬の府中に到着すると、食事や酒の提供が長崎と異なることがございませぬ、一人ひとりに丹木二斤、小匣草十匣ずつを支給して下さいました。十三日間留まった後、二月二十九日に対馬の府中から差倭の船とともに一度に出航すると、あちこちで風に遮られて少ししか前進せず、三月初めの六日に行き先を転じて佐須浦に到着し風を待っておりましたが、二十一日辰の刻に佐須浦から差倭船とともに一度に発船して出来し、直接倭館に到着したのでございますが、金今石、權岳男と私ども二名ははたして平海の居住民であったためお金を払って同船して前進したのでございますが、この漂流は確かなことではございませぬ、私ども四名の号牌は当初家を出る時に捨て置き、家中の誰も身につけてはおりませぬ、それ以上の事情は生死をさまよっていた者には知り得ませぬゆえ、併せてお考えの上処置して下さいませと申し上げ、各人が申す言葉にもとづき、前例によって再び取り調べた後に、先の漂流民たちを都部将に搬送し、役職、姓名、居住地を冊子にまとめて輸送することを急いで報告したところ、先の漂流民にさらにあれこれ問いただしてみると、釜山鎮で供述したところと異なるところがありませぬでしたが、^{わたくし}臣が拜見したところでは、倭人の書契の謄本では、蔚山の漁民二人が新船を造るために平海に到着し、船が完成して帰港する途中でひどい風に遭って石州に漂着したということでしたが、釜山鎮に至っての陳述では、平海に至って買った船隻での帰路において漂流したと仰せられましたが、造船か買船かが相違しておりますゆえに、相違している細部をさらに質問してみると、漂流民たちが答えるには、私どもは当初は船を買おうと平海にまで出かけて行ったのでございますが、はたして船を買うことはできたものの、船は大きく人が少ないことを憂慮したために、平海人である金今石と權岳男に金を与えて一つの船に同船して帰還したのでございますが、このような漂流の憂き目に遭いましたゆえに、日本国石州から長崎に転送されると、倭人たちが漂流した原因について尋ねて参りますので、はたして平海で買い得た船隻が帰路において漂流した経緯を説明なさいましたという両者の説明が異なる点を倭人が詳しく理解することができず、書契の中で誤記して造船の一件に至ったのではないかとおっしゃいますので、考え合わせて処置なされたことの全てを急いで報告されたとおっしゃいました。先述の漂流民たちは、取り調べの後、各々に食べ物を与えてただちに帰還させるよう原籍官がなさいまして、漂流民の船の路引を一度、及び差倭が持参した書契の謄本を一度など監封（監督して検査した内容に封をして印を押すこと）して該曹に上進なさり、漂流民たちの役職、姓名、居住を冊子にまとめて備邊司に上進なさり、差倭が持参した本来の書契は、後ほど設けられる茶礼の席で奉呈し、上進するつもりでございます。先の漂流民たちは深所に漂流したという差倭がすでに〔漂流民を〕連れて来たならば、当然いつものように接待なさいますから、接慰は近邑の守令中で定めたことを道臣にお伝えくださるので、贈宴での礼単と雑物は該曹に前例に照らして準備して与えさせるとのこと。

礼曹の啓目の粘連によれば、申し上げますに、この東萊府使の趙錫命の状啓を見ますと、我が国人は深所に漂流したという差倭がすでに〔漂流民を〕連れて来た事を、当然いつものように接待なさいますから、接慰は近邑の守令中で定めたことを道臣にお伝えくださるので、贈与する宴会での礼単と雑物は該曹に前例に照らして準備して与えさせるので、漂流民を連れて来た差倭の接待はすでに前例として別幅による返礼があり、また宴会での礼単と雑物は前例を参考にして準備なさるとおっしゃいますが、すべての船隻は遠出して外洋に出ることはできず、かつては禁令があったにもかかわらず、あのような官職に就いている者を常に申飭（きつくたしなめて警戒すること）することはできないため、これら他境に漂流して入り込むような行いがあれば、責任を問わない訳にはいかないので、当該の原籍官である蔚山府使と平海郡守をその責任の重さに応じて罪過を明らかにし、後の弊害を閉ざしてはいかがでしょうか。

雍正三（一七二五）年四月初めの四日 先述の副承旨の^{わたくし}臣 趙彦臣が担当致しました。なにとぞお許しく下さいませ。

[15] 癸亥（一七四三）閏四月十五日

東萊府使の鄭履儉が同月初めの八日に作成した報告書が申し上げます。

本月初めの一辰の刻に届いた釜山僉使の李時馨の急ぎの報告によれば、今年三月十五日に出来した己未（一七三九）年の三人の特送使倭（特別に派遣された使者で、別差倭ともいう）二号の再渡船に格倭三十名、及び壬戌（一七四二）九月十八日に出来した中禁徒倭一人、同年十月初めの三日に出来した中禁徒倭一人等が同船し、公作米（対馬から綿を持ち込んで、そのかわりに輸出した米）を載せて持ち帰ろうと、昨日水門の外で風を待っていた訓導の玄徳淵と別差の李昌基の手本によれば、本鎮（釜山鎮）の二船将である李榮輝をいつものように送って守護したと言い、先の倭船一隻は今日寅の刻に出発して帰っていったことを守護将が急いで報告したとおっしゃいました。

初めの五日未の刻ごろ、荒嶺山烽軍の崔致信が干飛鳥烽軍の金險男に報告したところによれば、朝鮮か日本か未詳の船五隻が水平線の前後に出来したとおっしゃり、同日亥の刻に届いた釜山僉使の急ぎの報告によれば、未詳の船五隻が水平線を前後に分かれて出来したと言い、亀峯烽軍の報告によれば、哨探将が本鎮の二船将をいつものように送ったと言い、その中の一隻ははたして倭の大船で、戌の刻ごろまず倭館に〔漂流民を〕連れて来て、残りの四隻は絶影島（釜山湾内にある島）の外海に逗留したゆえ、搜索できませんでしたとおっしゃいました。

初めの六日亥の刻に届いた先の僉使の急ぎの報告によれば、昨日絶影島の外洋に逗留した未詳の船四隻のうち、一隻は我が国の漂流民の船であり、今日辰の刻に倭館に連れて行き、三隻はすべて倭の大船で、巳の刻に倭館に連れて行き、哨探将からの急ぎの報告によれば、前後に停泊した倭船を集めて事情を尋ね、漂流たちを取招しようと船隻を集めて出

送するという事を任訳（通訳官）たちに命じておいたところ、当日申の刻に先の任訳から届いた手本によれば、第一隻は当年の一特送船で、使倭の一号船に、正官の平常久、都船主の藤時叙、封進押物一人、侍奉一人、伴従四名、格軍四十名、交代しようとやって来た小禁徒倭三名等が同船し、礼曹への書契と別幅をそれぞれ一度、また第二特送、第三特送の書契と別幅もそれぞれ二度持参し、第二隻は、慶州の漂流民の船に、漂流民三名及び〔彼らを〕連れて来た小禁徒倭二人、沙工倭一名、通事倭一人等が同船し路引を持ってきて、第三隻は、先の漂流民を連れて来た差倭の船に、正官の藤久達、封進押物一人、伴従三名、格倭四十名、交代しようとやって来た別禁徒倭一人、中禁徒倭一人、小禁徒倭二名、及び漂流民二名が執質（礼物を持参して敬意を表すこと）して同船し、礼曹への書契と別幅を各々一度、東萊と釜山への書契を一度、別幅を二度持参し、第四隻は、先述の一特送使倭二号船に、二船主の橘清白、私ト押物一人、伴従三名、格倭三十名、交代しようとやって来た中禁徒倭二人、小禁徒倭三名等が同船して、路引及び呪術用の雑物を持参し、第五隻は、島主の帰還を告知する差倭の船に、正官の橘昌軌、封進押物一人、伴従五名、格倭四十名、交代しようとやって来た中禁徒倭三人等が同船して、礼曹への書契と別幅をそれぞれ一度、東萊と釜山への書契を一度、別幅を二度持参し、先の正官倭等が持参した書契と別幅は、それぞれ茶礼の日いつものように上納するつもりであるということ言うので、膳本を一度、及び漂流民の船の路引を一度だけ上進し、一特送使倭二号船の路引は、前面の各道各官が防禦する所を書き加えたもので、格が異なっていたために退却して提示せず、書き直して上納するということを貴館の守倭に提出し、漂民五名の船隻は併せて部将に命じて上納させるとのこと。手本によれば、先の書契や別幅の膳本及び路引は前例によって提出し、漂民を取招しようと、癸亥（一七四三）閏四月初めの六日に沙工私奴の柳男伊三十九才、格軍私奴の金八先三十五才、良人（平民）の洪三先二十四才、良人の金自隠老未十五才、馱奴の金悪石十四才が申し上げるには、各自が号牌を提示し、お前たちは何年何月何日に、どういう用件でどこに行き、そしてこの倭国に漂着するという悪弊に陥ったのか、その間の曲折を包み隠さずに正直に申し述べてから、また取り調べると仰せられますので、私どもはみな慶州府の東海周辺地域の里に居住する漁師で、本府の日饈に供する広魚（ヒラメ）を取ろうと、玉山書院所属の金石碧の船隻に同船して網を持ち、去年十一月二十四日午の刻ごろ出航し外洋に出て〔ヒラメを〕取って帰る時に日はすでに暮れかけており、北風がひどく吹いて尾帆と櫓木が一度に損傷して船を制御できず、洋上に漂いながら六、七昼夜が経過した後、十二月初めの一日の朝飯時にやっと一つの島に到着すると、そこは日本国石見州浜田浦ということでした。その倭人たちは私たちの漂流のさまを見るとすぐ救護してくれ、毎日食事を与えてくださり、毎日酒も出してください、木綿の襦衣を一枚、貼衣（外衣）を一枚、帯を一本ずつみんなに与えてくださり、同年十三日にそこから私どもは馬に乗って陸路で行き、私どもの船隻は倭人たちが次々に乗り継いで申し渡され、二十六日に長崎島に着くと、いつも食事を与えてくださり、五日

ごとに酒もくんだり、木綿の襦衣を各自に一枚、南飛（なべ）を二つ、中水桶を二つ、小食鼎を三つ、沙中鉢を十個、沙貼匙を五つ、小盤を五つ等の物を与えてくださり、船板を修理して尾帆も支給してくださり、今年二月二十八日に長崎島から私どもは元の船に乗り、倭人たちが次々に付き添ってくれ、三月二十七日に対馬の府中に到着すると、食事の提供等長崎と異なるところがなく、丹木を各自に二斤、枝三草を各自に十匁ずつ与えてくださり、船体の傷んだところには釘を打ってくださり、四月十六日に乗船して倭船四隻とともに出発し、今月初二日にみんな〔対馬の〕鰐浦に到着して風を待っていたところ、初めの五日の早朝に五隻同時に出発し、私どもの格軍中の金自隠老未と金西石の二隻は、倭船に乗り移って出来しましたが、やっと水平線に到着した時、風が強く水が逆巻き、倭船一隻だけが倭館にそのまま到着し、他の倭船三隻及び私どもの船は洋上で一夜を明かした後、次第に到着し、号牌は当初家を出る時に捨て置き、家中の誰もが身に付けてはおりませず、それ以上の事情は生死をさまよっていた者には知り得ませぬゆえ、併せてお考えの上処置してくださり、同日さらにお調べくださいませと申し上げて、今差倭が持参した書契の謄本を観ると、対馬の府中から衣服や食糧が支給されたというお前たちの話の中で、対馬から衣服を支給されたということなぜ実際に報告しなかったのか、もう一度正直に報告せよとおおせられますので、私どもが対馬の府中に到着し、衣服が支給されていないにもかかわらず、支給されたというのは、すでに石見州及び長崎島から支給されていたので、書契にそのように書かれたと思われまして申し上げた俵音（陳述内容に間違いがないことを確認した書類）によれば、先の漂流民たちをいつものように再び取り調べようと、都部将に〔彼らを〕搬送させ、彼らの役職、姓名を冊子にまとめて送り直したことすべてを急いで報告なさいました、と申し上げました。

先述の漂流民たちは釜山鎮で取招された後、本府（東萊府）へ搬送なさいましたが、さらにあれこれ問いただしてみると、同鎮で取り調べたことと異なるところがない上に、右の者どもが深所に漂流して別差倭がすでに〔彼らを〕連れていらっしゃり、対馬島主が江戸から還島（帰還）し、差倭に告知して再び出来するという事になったので、この一件はすべていつものように接待なさったところであり、接慰官は近邑の守令中で定めたことを道臣にお伝えくださり、差倭等が持参した書契や別幅を、追って設けられる茶礼で上進上納されるはずであり、先の書契や別幅の謄本を一度及び漂流民船の路引を一度提出する件は、封監して礼曹に上納し、漂流民等の役職や姓名を冊子にまとめる件は、修正を備辺司がなさり、先述の両差倭に贈与する宴会での礼単と雑物は該曹に前例に照らして準備して与えるようになり、一特送使倭が持ってきた書契と別幅は、追って設けられる茶礼にて上進上納されるはずであり、そして二号船の格に合わない路引は、これを速やかに改書して上納すること、さらに任訳に命じて礼単をそれぞれ個別に倭館の守倭に問責なさるとのこと。すべて漂流民がみだりに外洋に出て他国に漂流した罪は、定まった法式があるので、本府がまず厳重に閉じ込めてその刑を推定し、配流す道臣に一報してから刑を挙行するように

するとのこと。今年の以酌庵の送使倭及び第四船の送使倭とその下役人などが下船した際の宴は、本月初めの二日にいつものように設けて行われまして、その際に上呈した訓導と別差等の手本によれば、先月一日に東西倭館の船差たちのところで、釜山鎮の監色（監官と色吏）とともに悪事を犯したかどうかを調べてみると、とりあえず疑わしいところはないとおっしゃいますので、更に検査するよう嚴重に言い聞かせます、とのこと。

礼曹の啓目の粘連によれば、申し上げますに、この東萊府使の鄭履儉の状啓を觀ますと、申し上げますに、漂流民たちが深所に漂流して差倭がすでに〔彼らを〕連れて来て、対馬島主が還島（帰還）し、差倭に告知して再び出来することは、すべていつものように接待なさり、接慰官は近邑の守令中で定めたことを道臣にお伝えくださり、兩差倭に贈与する宴会での礼単と雜物は該曹に前例に照らして準備して与えるようになさり、漂流民がみだりに外洋に出て他国に漂流した罪は、定まった法式があるので、本府がまず嚴重に閉じ込めてその刑を推定し、道臣に一報してから刑を挙行するようになさったとのこと。

今この兩差倭の接待はすでに前例があり、別幅の回礼及び宴会の礼単と雜物は前例を参考にして用意して入り、漂流民たちの罪の判定を一報し、本道（政府）からの法式によって挙行なさる上に、すべて船隻は外洋に遠出することはできず、かつては禁令があったにもかかわらず、右の者たちは居住地の官衙がいつも嚴重に言い聞かせることができずにいて、このような漂流をして他境に流入するという行いがあり、当該の原籍官である慶州府の尹に役所に命じて嚴重に推考させ、後の弊害を閉ざしてはいかがでしょうか。

乾隆八年閏四月十六日、先述の副承旨の^{わたくし}臣金光世が担当致しました。なにとぞお許しくださいませ。

[原文]

[1] 甲申（一六四四）三月十三日⁷

一 東萊府使鄭維城狀 啓、本月初四日出來倭舡四隻、因北風大作漂泊諸處、未及回泊緣由、及迫于問情馳 啓之意、已爲馳 啓爲白有在果、初五日到付釜山僉使金邊馳通内、昨日出來倭舡四隻東北風大作乙仍于、二隻段西平前洋漂泊、一隻沒雲臺漂泊、一隻段漂向右道緣由、及問情次以、訓導韓祥馳送緣由、并以已爲馳通爲有如乎、即刻訓導韓祥問情回言内、舊西平前洋漂泊倭二隻内、第一隻段、甲申條歲遣第一舡、正官平成矩、都舡主藤成方、封 進柙物一人、伴從三名、格倭四十名、第二隻段、同年條歲遣第二舡、正官藤原成幸、伴從一名、格倭四十名等、持書契出來、而同書契段、到館後茶禮日例呈是如爲旂、昨日東北風大作、艱難漂泊于此是如云々爲齊。問江戸島中事情、則別無他事是如爲去乙、項日側聞、日本女皇傳位、年號改爲慶喜云々は耶、正官答曰、果爲去冬女皇傳位其甥、而或云慶喜改之是如爲如乎、到令詳探、則改元一款件道上訛傳、而今姑行寬永是如云々爲齊。

7 奎章閣資料叢書錦湖시리즈對外關係篇『漂人領來騰録』一、서울大学校奎章閣、一九九三、三五-三九頁。

没雲臺漂泊倭舡一隻段、上項甲申條歲遣第一舡正官平成矩、水木舡格倭十五名是旆、上年十月十六日釣魚次以下海爲有如可、逢風漂到日本石見州爲有去乙、次々出送爲在長鬢居海夫、趙莫龍、池分山、金山伊、尹難、福男、玉只等六名乙、同水木舡良中載來爲有齊。第四隻段、甲申條歲遣第三舡、以漂向右道了是如爲乎矣、橫風一向大作波濤接天乙仍于、不得前進、而爲先三隻叱分問情、來告爲臥乎味回言是乎等以緣由報通爲在果、同倭舡三隻段、待其風殘回泊館所事分付爲旆、右道了漂向舡一隻乙良、止泊處詳探之意、西平權管姜連古處更加申飭爲臥乎所、馳通是白置有亦。同歲遣舡賓來書契、茶禮日例呈捧上計料爲白齊。右道了漂向舡一隻段、止泊處搜探回泊之意、釜山僉使處更良移文申飭爲白乎旆。長鬢漂風人六名段、待其回泊、釜山僉使捧招馳通後、馳啓計料事。慶尚監司林潭狀啓即接東萊府使鄭維城、釜山僉使金邊等、馳通爲白乎矣、本月初四日出來倭舡四隻、水旨後東北風大作漂向諸處爲有如可、止泊處起送譯官問情緣由、府使已爲馳啓爲白有旆、同舡三隻段、館所依例回泊事分付爲白遣、右道指向一隻乙良置、追往尋得斯速回泊館所之意、別爲申飭爲白在果、長鬢居海夫趙莫龍等六名、漂到日本深處爲白有如可、次々出送無弊還來、實爲多幸。率來倭人、依前例別樣接待稱謝以送之意、令該曹分付事。據曹啓目粘連啓下是白有亦、今此漂風人鮮送出於誠信、在我之道當爲優待以謝、領來倭平成矩所贈禮單、依壬午年固城漂風領倭人例磨鍊下送、格倭十五名亦爲賜物以示嘉賞之意、各別接待之意。令本道另爲舉行爲白乎旆、致謝書契乙良、原文字上來後、令承文院撰送何如。順治元年三月十三日右副承旨臣姜大遂次知啓依允

【3】丁巳（一六七七）三月二十七日⁸

一 東萊府使李馥狀啓內、釜山僉使馳通內、倭舡出來、即令訓導等問情回言內、第一隻段、漂風人領來差倭正官藤成繩、封進押物一人、伴從三名、格倭四十名、例持書契爲有齊、書僧倭一人、從倭三名、交代次以出來爲有旆、第二隻段、我國漂人等載來舡、而通事倭一名、沙工倭一名、格倭四十名等、持路引出爲有去乙、探問島中事情、則正官倭言內、別無他事是白在果、貴國漂風人等七名內五名段、我國陸道石見洲良中、上年十月分漂到乙仍于、自石見洲轉送長崎島、依例照驗之後、當年正月分領付島中爲臥乎所、所謂長崎即諸國商舡來往之地是乎等以、凡于異國漂人之來使之區別、某國之人是如、各其交隣次知處領送、以爲稟報江戶、仍令出送爲乎等以、貴國之人漂着者非本島、則必由長崎而來是如爲乎旆、二名段、今年正月分漂到本島狩尾浦爲有去乙、竝爲報知江戶後、今始領來。而其矣等所乘舡段、俱爲破碎故、別定舡格載來爲有旆、且貴國長鬢人四名又有漂到本國出雲州者、亦自長崎轉送爲有在果、此人等當初漂風之時、曾無糧米而漂流日久乙仍于、其中未冠者二人段、先已飢死、其餘二人段、一縷尚存而渾身浮腫爲有去乙、多般救療、亦未全活其中一人未免致薨、而只是一名纔已來到爲有矣、江戶回報尚未來到、渠且有病未及率來是

8 奎章閣資料叢書錦湖시리즈對外關係篇『漂人領來謄錄』二、서울대학교奎章閣、二五-三四頁。

如爲乎旆、同漂人等七名交付爲在果、書契段、茶禮日例呈云々爲乎等以、同禮曹參議了書契別幅各一度、及東萊釜山了書契一度、別幅二度、謄本及路引一度、并以持納爲臥乎所味、回言是置有亦、同漂風人等推考次以、丁巳三月二十日、沙工金海人李鐵伊年四十二、格軍梁好白年三十七、德民年四十一、梁山人私奴丑生年三十六、江華人私奴恁男年四十二白等、汝矣徒等因某事下海爲有可、有此漂風是隱喻、聞見事情并以從實直告亦推考教是臥乎在亦、矣徒等備船爲業爲白如乎、上年九月二十五日、釜山居金納上稱名人處、正木五疋受價後、其矣麩米及家材木輸運人金山而且運鹽事進去機張縣爲白如可、上年十月初二日、猝遇狂風、摧檣折拖、任風漂流、初八日始到日本、而風驅船隻累觸巖角、或盡破碎之餘、倭船二隻不意來到、救濟率去、而七日洋中一飯不食、氣息奄々命在頃刻是如乎、同倭人載到人家、先給湯水、次飲稀粥、各衣給一領襪一雙、而極其接待乙仍于、數日之後始尋生路爲白有在果、所謂石見州段、似與我國江原道相對之地是白乎旆、每懇速歸之意、則稱以通報江戶待其回答之、然後可以發送、而自此距江戶二十五日程是如爲白如乎、上年十二月初三日稱以江戶分付是如、又給衣襪、且以數十倭人領付、隣邑次々傳送、陸行十五日到了赤間關、渡一海津而陸行三日且越一海、而始到長崎、則所謂馬島人是如曉鮮我國言語者、來問根脚爲白如乎、留滯五日後、仍令通事倭領送馬島爲白有齊。留在長崎時、唐船是如七隻大船泊在船滄、而其大比我國載船二倍有餘是白乎旆、傍有一館所接唐人數近四五百、而皆非削髮之人頭、着氈笠身穿挾袖短衣、或着闊袖行衣爲白有矣。語不相通未能探情爲白齊、到馬島之後、日給酒食魚菜、且於出送之時各給丹木二十斤、小烟竹五十筒、赤銅湯器二坐式、一次餽餉極爲豐備是如白侏音是齊。且馬島漂風爲在沙工金日成年四十五、格軍尹莫龍年六十四白等、汝矣段、某月某日因何事下海爲白如可、亦有此漂風是隱喻、漂風根因及到彼事情、并以從定實直告亦推考教是臥乎在亦、矣徒等其在熊川豐德浦之人是白如乎、巨濟居玉裨將稱號之人、願歸本家爲白去乙、矣徒等渡送其人於玉浦、而正月初一日還來爲白如可、猝遇惡風仍致漂流。第四日夜半良中始到對馬島、則船觸巖峽既已破碎、且無人家、自分必死是白如乎、待天明尋小路行五里許、則乃是佐須奈也。投入人家、則一村倭人舉皆聚集、一邊救療、一邊通報爲白有可乎、七八日後、自府中發遣一差人通事、領入府中、各給衣二領、其地接待與禮物、則一如金海漂人之例爲白有齊。其他事情段、矣徒等迷劣海夫以知不得爲白去乎、并以相考施行教事招辭是置有亦、同漂風人等居住姓名開錄成冊輸送爲旆、更良所招次右項漂人等起送爲旆、差倭賓來書契別幅等傳書、及路引一度等捧上輸送爲臥乎事、馳通是白置有亦。同漂風人李鐵伊等七名良中、漂風辭緣及彼中事情、更良推問、則與釜山鎮所供一樣是乎旆、彼中事情段、其矣等俱以迷劣之人元無聞見是如爲白乎等以、即爲發還各其原籍官爲白乎旆、姓名成冊段、備邊司以上送爲白齊。領來差倭接慰官依例、以近邑守令中差定之意、報于道臣爲白去乎、禮單雜物乙良、令該曹照例磨鍊下送爲白齊。同差倭賓來書契謄本及我國漂人等乘來倭船路引一度上送爲白去乎、令該曹稟處事。據曹粘目内、漂風人領來差倭接對自有規例、各宴贈給之物照例磨鍊分付、該曹該道趁速措備下送爲白乎矣、漁採船不得出於外洋、雖是從前禁令、今

此金海船人李鐵伊等五人及熊川船人金日成等二人、或以爲人輸運年米及材木受價進去機張、或以爲人過涉越往巨濟、猝優惡風漂到石見州馬島等處、則此與貧於漁採犯禁入海者有、異地方官似無可論之事、令姑置之爲白乎旆。彼人求買一切防塞之意前已啓下、分付似當以此意回移爲乎白旆、監司處并以分付施行何如。康熙十六年三月二十八日右承旨臣陸次知 啓依允

[10] 乙巳（一七二五）四月初二日⁹

一 東萊府使趙錫命三月二十四日成貼狀 啓、本月二十一日到付釜山僉使李禮馳通內、朝倭未卞舡四隻分先後、水旨出來是如、石城烽軍進告據哨探次以、開雲浦萬戶朴文道定送是如爲白齊。二十二日子時到付同僉使馳通內、出來倭大舡一隻飛舡、我國漂民舡一隻等領付館所是如、哨探將朴文道馳報據、卽爲問情爲旆、漂人等段、取招次以、舡隻并以亦卽出送之意訓別等處分付是如爲白齊。二十三日子時到付同僉使馳通內、昨日酉時到付訓導金時璞、別差玄尙老等手本內、昨日出來倭舡大小并三隻及我國舡一隻等、夜深到泊館所乙仍于、不得問情爲有可、今朝就往、則差倭正官以老病之人重傷水疾、不卽下陸故、過二三時下陸後問情、則島中別無他事、而第一隻段、我國漂民領來差倭舡良中、正官大江信繁、封進押物一人、伴從三名、格倭四十名、中禁徒倭三人、交代次、小禁徒倭三名等同騎、持禮曹東萊釜山了書契別幅爲有旆、第二隻段、蔚山漂民二名、平海漂民二名所騎我國舡良中、々禁徒倭二名、指路沙工倭二名、通事倭一人、格倭二名等同騎、持路引爲有旆、飛舡二隻頭倭各二人、格倭六名、小禁徒倭各二名等同騎、各持路引及館守倭了私書出來爲有旆、差倭賓持書契別幅段、茶禮日依例呈納計料是如爲乎等以、同書契謄本及漂民舡飛舡所持路引三度捧上々送爲在果、凡漂民舡之格倭同騎出來有違前例故、詰問于差倭處、則同倭答以爲舡巨人小越海可慮、二名格倭不得已添騎出來是如爲乎旆、漂民等段、取招次、舡隻并以出送爲臥乎味。手本據路引三度及書契謄本輸送爲在果、上項漂民等取招次、乙巳三月二十二日沙工私奴金玉先、格軍張自奉、金今石、權岳男白等、各々號牌現納爲旆、汝矣等因某事何年月日往何處是如可、有此漂風是隱喻、當初漂風根因及到彼事情、并以隱諱除良從實直亦推問教是臥乎在亦、沙工金玉先、格軍張自奉、矣徒二名段、以蔚山府鹽浦海夫所業漁、舡破傷不用故、新舡買得次、上年九月二十七日自本土適得順歸舡便同騎發離、入往江原道平海地、買持舡隻及其回還之際、以二名沙格勢難駕、海同郡居金今石權岳男等二名賃得同騎一舡、十月初九日卯時自平海郡離發還來是白如可、同日酉時行到寧海境丑山鎮前洋、猝遇狂風尾木折傷不能制舡、任風漂流洋中、經過三晝夜、同月十二日午時量始着一島、則乃日本國石見松原村云々也。其處倭人等始知漂來之狀、見卽救急、時々供饋、而每名襦衣具帶一領式分給爲白齊。留十四日後、同月二十六日自松原村離發、而矣徒

9 奎章閣資料叢書錦湖시리즈對外關係篇『漂人領來謄錄』六、서울대학교奎章閣、一二九—一三七頁。

四名段、騎馬由陸、舩隻段、倭人等乘來次々前進、十一月初九日交付長崎、則一樣供饋間五日饋酒爲白乎舩、破傷舟什隨毀修、給小食鼎二坐、水桶八坐、小食盤四立、沙鉢八立、沙貼匙四立、襦衣四立出給爲白齊。留七十九日後、今年正月二十九日自長崎乘、矣徒本舩離發、倭人等領率、二月十六日到對馬府中、則供饋々酒等事與長崎無異是白乎舩、每名丹木二斤、小匣草十匣式分給爲白齊。留十三日後、二月二十九日自對馬府中與差倭舩一時發舩、處々阻風寸々前進、三月初六日轉到佐須浦待風爲白如可、二十一日辰時自佐須浦與差倭舩一時發舩出來、直到館所爲白有在果、金今石、權岳南、矣徒二名段、果以平海居民捧格價同騎前進爲白如可、有此漂風の實是白乎舩、矣徒四名號牌段、當初出家時棄置家中皆不侷持是白遣、他餘事情萬死餘生之徒知不得是白去乎、并以相考慮置教事、各人等招辭是乎等以、依前更格次、同漂人等都部將押送爲乎舩、役姓名居住成冊輸送爲臥乎事馳通據、同漂人等處更良發問目推問、則與釜山鎮所供無異是白乎矣、臣伏見倭人書契謄本、則蔚山漁民二人爲造新舩到于平海地、舩成回棹遭惡風漂着石州云、而至於釜山鎮招辭、則至平海地買持舩隻回路漂風是如爲白有臥乎所、造舩與買舩相左是白乎等以、相左曲折更爲發問目、則漂人等招內、矣徒等初以舩隻買得次、進往平海地爲白有如可、果得買舩、而舩大人小制舩可慮乙仍于、平海人金今石權岳男等賃得同騎一舩回還爲白如可、遭此漂風之患爲白有等以、自日本國石州轉到長崎、則倭人等探問漂風根因爲白去乙、果以平海買得舩隻回路漂來之由言說爲白如乎、彼此言語各異、倭人未能詳解、書契中誤書以造舩之致是乎去爲白去乎、相考慮置教事爲等良馳通是白置有亦、上項漂人等捧格後、各給粮饌使即發還原籍官爲白乎舩、漂人舩路引一度及差倭賓來書契謄本一度等、監封該曹上送爲白遣、漂人等役姓名居住成冊段、上送于備邊司爲白乎舩、差倭賓來原書契段、追于設行茶禮捧上、々送計料爲白齊。同漂人等漂入深處是如差倭既已領來、則事當依例接待是白乎等以、接慰段、近邑守令中差定之意報于道臣爲白去乎所、贈宴禮單雜物乙良、令該曹照例磨鍊下送事。據曹 啓日粘連 啓是白有亦、觀次東萊府使趙錫命狀 啓、則我國人等漂入深處是如差倭既已領來事、當依例接待是白乎等以、接慰段、近邑守令中差定之意報于道臣爲白去乎所、贈宴禮單雜物照例磨鍊下送亦爲白有臥乎所、漂人領來差倭接待已有前例、別幅回禮及宴禮單雜物參考前例磨鍊以入爲白在果、凡舩隻之不得遠出外洋、曾有禁令是白去乙、右漢等所居官常時不能申飭致、有此漂入他境之舉不可無警貴之道、當該原籍官蔚山府使平海郡守攸司從重推考、以杜後弊何如。雍正三年四月初四日、同副承旨臣趙彥臣次知 啓依允

[15] 癸亥（一七四三）閏四月十五日¹⁰

東萊府使鄭履儉同月初八日成貼狀 啓、本月初一日辰時到付釜山僉使李時馨馳通內、今年

10 奎章閣資料叢書錦湖시리즈對外關係篇『漂人領來謄録』七、서울대학교奎章閣、三五三—三六四頁。

三月十五日出來是在己未條三特送使倭二號舩再渡舩良中、格倭三十名、及壬戌九月十八日出來是在中禁徒倭一人、同年十月初三日出來是在中禁徒倭一人等同騎、公作米載持入歸次、昨日待風于水門外是如、訓導玄德淵、別差李昌基等手本據、本鎮二舩將李榮輝定送守護爲如乎、同倭船一隻今日寅時發舩入歸事、守護將馳報是如爲白齊。初五日未時量、荒嶺山烽軍崔致信于飛鳥烽軍金險男等進告內、朝倭未下船五隻自水旨前後出來是如爲白有旆、同日亥時到付釜山僉使馳通內、未下舩五隻自水旨分前後出來是如、龜峯烽軍進告據、哨探將本鎮二舩將定送爲有如乎、其中一隻果是倭大舩、戌時量先爲領付館所、其餘四隻絕影島外洋逗留故、不得哨探是如爲白齊。初六日亥時到付同僉使馳通內、昨日絕影島外洋逗留未下舩四隻內、一隻以我國漂民舩、今日辰時領付館所是遣、三隻俱以倭大舩、巳時領付館所是如、哨探將馳報據、前後到泊倭舩并只問情爲旆、漂民等段取招次、舩隻并以出送之意分付任譯等處爲有如乎、當日申時到付同任譯等手本內、第一隻段、當年條一特送使倭一號舩良中、正官平常久、都船主藤時叙、封進押物一人、侍奉一人、伴從四名、格軍四十名、交代次、小禁徒倭三名等同騎、持禮曹了書契別幅各一度、兼第二特送三特送書契別幅各二度爲有旆、第二隻段、慶州漂民舩良中、漂民三名及領來小禁徒倭二人、沙工倭一名、通事倭一人等同騎、持路引爲有旆、第三隻段、同漂民領來差倭舩良中、正官藤久遠、封進押物一人、伴從三名、格倭四十名、交代次、別禁徒倭一人、中禁徒倭一人、小禁徒倭二名、及漂民二名執質同騎、持禮曹了書契別幅各一度、東萊釜山了書契一度、別幅二度爲有旆、第四隻段、上項一特送使倭二號舩良中、二舩主橘清白、私卜押物一人、伴從三名、格倭三十名、交代次、中禁徒倭二人、小禁徒倭三名等同騎、持路引及器用雜物爲有旆、第五隻段、島主還島告知差倭舩良中、正官橘昌軌、封進押物一人、伴從五名、格倭四十名、交代次、中禁徒倭三人等同騎、持禮曹了書契別幅各一度、東萊釜山了書契一度、別幅二度爲有旆、同正官倭等所賓書契別幅段、各其茶禮日依例呈納計料云々故、膳本一度及漂民舩路引一度券上送爲有旆、一特送使倭二號舩路引段、前面以各道各官防禦所書填者係是違格故、退却不捧改書呈納之意、貴輪於館守倭處爲乎旆、漂民五名舩隻并以令部將上送事。手本據、同書契別幅膳本及路引依前輸送是遣、漂民取招次、癸亥閏四月初六日、沙工私奴柳男伊年三十九、格軍私奴金八先年三十五、良人洪三先年二十四、良人金自隱老末年十五、驛奴金惡石年十四白等、各々號牌現納爲旆、汝矣等何年月日因某事往何處、而有此漂入倭國之弊是諭、其間曲折毋隱直告亦推問教是臥乎在亦、矣徒等俱以慶州府東海邊地境里居生海夫、本府日饒廣魚捉得次、玉山書院屬金石碧舩隻良中同騎、持網子、上年十一月二十四日午時量、發舩出海捉得回時日已向暮、北風大作尾帆櫓木一時折傷不能制舩、漂蕩洋中、經過六晝七夜後、十二月初一日朝飯時始着一島、則乃日本國石見州濱田浦云々也。其處倭人等見此漂來之狀、卽爲救急、而每時供饋、日々饋酒爲白遣、木綿襦衣一領、貼衣一領、帶子一件式分給爲白乎旆、同年十三日自其處矣徒等各騎馬陸行、而船隻段、倭人等乘來次々交付、二十六日到于長崎島、則每時供饋、間五日饋酒、木綿襦衣各一領、南飛二坐、中水桶二坐、小食鼎三坐、沙中鉢十立、沙貼匙五立、小盤五立等物出給、而修治舩板備給尾帆爲白

乎_ゆ、今年二月二十八日自長崎島、矣徒等乘本舩倭人等次々領率、三月二十七日到對馬府中、則供饋等事與長崎無異、而丹木各二斤、枝三草各十匣式分給、舩體傷處着釘以給爲白乎_ゆ、四月十六日乘舩與倭舩四隻同爲離發、今月初二日偕到鰐浦待風處、初五日晨朝五隻舩一時發舩、而矣徒格軍中金自隱老未、金西石二隻段、移載倭出來爲白如可、纔到水旨風殘水逆、倭舩一隻劈直到館所、其餘倭舩三隻及矣徒舩隻段、洋中經夜後、次第到泊爲白有_ゆ、號牌段、當初出海時棄置、家中皆不備持、而他餘事情萬死餘生之徒知不得是白去乎、相考處置教是、同日更招白等、今觀差倭賓來書契謄本、則自對馬府中資給衣糧云々、而汝矣等招中、自馬島衣領備給辭緣何不現告是諭、更良現告亦推問教是臥乎在亦、矣徒到對馬府中雖無衣服出給之事、既自石見州及長崎島備給故、似措語於書契之致是如、白_ゆ音據、同漂民等依例更招次、令都部將押送爲乎_ゆ、其矣役姓名成冊修送爲臥乎事爲等如馳通是白置有亦。上項漂民等自釜山鎮取招後、起送本府爲白有去乙、更良發問目推問、則與同鎮所招無異是白在果、右漢等漂入深處是如、別差倭既已領來是白遣、對馬島主自江戶還島是如、告知差倭亦爲出來、則事當并爲依例接待是白乎等以、接慰官段、近邑守令中差定之意報于道臣爲白乎_ゆ、差倭等賓來書契別幅乙良、追于設行茶禮捧上々送計料、而同書契別幅謄本一度及漂民舩路引一度段、封監上送于該曹、漂民等役姓名成冊段、修正于備邊司爲白去乎、上項兩差倭所贈宴禮單雜物令該曹照例磨鍊下送爲白乎_ゆ、一特送使倭賓來書契別幅等段、置追于設行茶禮捧上々送計料、而二號舩違格路引、則斯速改書呈納事、更令任譯單各別責諭於館守倭處爲白齊。凡漂民等濫行外洋漂入他國之罪、既有定式乙仍于、自本府爲先嚴囚、而刑推定配一款報于道臣舉行計料爲白齊。當年條以酹菴送使倭及第四船送使倭員役等下船宴、本月初二日依例設行爲白有_ゆ、節呈訓導別差等手本內、去月朔東西倭館舩差等處與釜山鎮監色眼同摘奸、則姑無毀傷處是如爲白有等以、更加看檢之意各別申飭事。據 曹 啓目粘連、啓下是白有亦、觀此東萊府使鄭履儉狀 啓、則漂民等漂入深處是如、差倭既已領來、對馬島主還島、告知差倭亦爲出來事、當并依例接待、接慰官段、近邑守令中差定之意報于道臣爲白去乎、兩差倭所贈宴禮單雜物、令該曹照例磨鍊下送爲白乎_ゆ、漂民等濫行外洋漂入他國之罪、既有定式刑、推定配一款報于道臣舉行是如爲白有臥乎所。令此兩差倭接待已有前例、別幅回禮及宴禮單雜物參考前例磨鍊以 入、而漂人等勘罪一款、自本道依定式舉行是白在果、凡舩隻之不得遠出外洋、曾有禁令是白去乙、右漢等所居官常時不能申飭致、有此漂入他境之舉、當該原籍官慶州府尹、令攸司從重推考、以杜後弊何如。乾隆八年閏四月十六日同副承旨臣金光世次知 啓依允

(PARK Solhee)